

## ライブハウス等におけるイベント企画支援事業補助金交付要綱

令和5年7月10日 文化スポーツ局長決定

### (通則)

第1条 ライブハウス等におけるイベント企画支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱において必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この補助金は、アフターコロナにおける経済正常化への期待が高まるなか、コロナ禍で苦境が続いた市内の一定規模を有するライブハウス等の活性化、魅力発信を目的として、ライブハウス等が実施する有力アーティストを招へいするライブ等の企画、また、そのアーティスト等を起用した屋外型のイベントに対する支援を行うことにより、まちなかの賑わいの創出のほか、市外からの誘客及びナイトタイムエコノミー・滞在型観光の推進・促進につなげることを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、「プロの有力アーティスト」とは、主たる生計維持の方法が文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条に定める文化芸術分野における表現活動にあり、個人、グループ又は団体として、複数の都道府県にまたがる活動実績がある等、有料でも市域を超えて誘客出来る者をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号に該当する者とする。

(1) 次に掲げる各項をすべて満たす神戸市内の文化施設（ただし、公の施設を除く）。

①文化芸術の振興を目的とし、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸等の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とする一定規模（100人以上500名以下）の収容能力・公演のプロデュース能力を有する（自主公演が1回／月以上）施設（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行うものを除く）であること。

②施設で行われる公演等の取組に主催、共催等の関与があり、単なる「貸館」ではない、人的体制を有していること。

(2) 前号の要件を満たす施設が構成員となっている実行委員会等。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 役員等（施設の経営者が個人である場合にはその者、法人である場合にはその法人の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時施設に関する業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者又は団体である場合には代表者若しくは理事等をいう。）が暴力団員若しくは暴力団密接関係者と認められる施設

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる施設

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う施設
- (4) その他、市長が適当でないと認める施設

(補助対象事業)

第 5 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う事業で、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 8 条～第 12 条に定める文化芸術分野であること。
- (2) 令和 5 年 7 月 10 日（募集要項公開日）以降、新たに企画された事業であること。  
(定例的に開催しているものであっても今回の支援事業の制度趣旨を踏まえて拡大・変更されたものは対象とする。)
- (3) プロの有力アーティスト等を起用した文化芸術等の屋内公演を企画し、実施すること。（オンライン配信のみの実施は不可。）
- (4) まちの賑わい創出につながる音楽や文化芸術等の屋外型イベントを企画し、実施すること。
- (5) (3) と (4) の合計で集客人数が（500×施設数）名以上となること。
- (6) 市外からの誘客及びナイトタイムエコノミーに資する事業であること。
- (7) 事業費総額が 100 万円以上であること。
- (8) 神戸市の他の補助事業を活用していない事業であること。
- (9) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでないこと。
- (10) 特定の商品の宣伝又は販売を主たる目的としないこと。
- (11) 公序良俗に反するものでないこと。
- (12) 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他の権利を侵害するものでないこと。
- (13) その他法令等に違反するものでないこと。

2 前項で定める屋内公演と屋外型イベントの実施日程は離れていても可とする。

3 第 1 項で定める集客人数については、屋内公演・屋外型イベントの複数回実施の合計でも可とします。

(補助対象経費)

第 6 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で、別表 1 に掲げるものとする。

(補助金の額)

第 7 条 市長は、別表 2 に掲げる条件（集客人数及び事業費規模）を満たす事業に、最大 100 万円／施設を交付することができる。

2 複数施設による共同事業（複数施設応募）も最大 5 施設まで可とする。

3 1 施設につき 1 応募まで、「単独施設応募」か「複数施設応募」のいずれかのみ応募可とする。

4 「複数施設応募」の補助額については、事業費規模を上限とする。（10 万円未満を切捨て）

5 実績報告時の集客人数が別表 2 で定める人数に達しなかった場合、補助金を減額する可能性がある。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第 5 条の規定に

基づき、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 - 1 号 又は 様式第 2 - 2 号）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 9 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、補助金等交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金等不交付決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金規則第 18 条第 2 項に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等請求書（概算払）（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 概算払の限度額は、交付決定した額の 5 割以内とする。

（補助事業の変更等）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の変更を行うときは、補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第 7 号）を、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第 9 号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第 10 号）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、補助事業終了後から 30 日以内に、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第 11 号）
- (2) 事業実施書（様式第 12 号）
- (3) 収支決算書（様式第 13 号）
- (4) 補助事業が実施されたこと及び集客人数が確認できる写真、パンフレット、チラシ等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、補助金規則第 16 条に基づく補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額等確定通知書（様式第 14 号）により補助事業者に通ずるものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

（補助金の請求）

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の補助金の額の確定後、補助金等

請求書（様式第 15 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助金交付申請及び請求の内容に虚偽又は不正があったときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 16 号）により、対象施設に対して速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる

（1）前条の規定により、補助金交付決定が取り消されたとき。

（2）補助金規則第 10 条又は第 19 条により、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されたとき。

（加算金及び遅延利息）

第 17 条 第 9 条の規定による補助金交付決定を受けた者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金規則第 21 条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息を市に納付しなければならない。

2 前項の加算金及び遅延利息に 1 円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

（帳簿の備付け）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、主管局長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。

(別表 1)

	費目	主 な 内 訳
補助対象経費	人件費	出演料、指揮料、演奏料、舞台スタッフ費、監修料、振付料、翻訳謝金、手話通訳謝金 等
	役務費	郵送料、道具運搬費、楽器運搬費、催事（イベント）保険料、動画配信サイト登録料、著作権使用料 等
	賃借料	楽器借料、機材借料、会場使用料 等
	旅費	交通費、宿泊費 等
	宣伝費	広告宣伝費、チラシ作成費、ポスター作成費 等
	需用費	消耗品費、印刷費 等
	委託料	映像制作・配信委託料 等
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空、列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン車料金 等）</li> <li>・ 個人に還元する参加賞、賞金、花束代</li> <li>・ 単価5万円以上の物品、汎用性があり目的外使用が可能なもの（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）の購入費</li> <li>・ 運営のための経常的経費 （事務所経費、事務用品購入費、光熱水費、継続的雇用者の人件費 等）</li> <li>※申請した事業にかかる、企画制作や運営、広報等に従事したスタッフの方については、当該事業に従事した時間とそれ以外の活動に従事した時間とを切り分け、適正に管理できるものは、対象経費となります。ただし、当該事業とは関係のない作業については対象となりません。</li> <li>・ 飲食費、宿泊費等、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費</li> <li>・ その他事業目的に照らして直接関係しない経費</li> <li>・ 当該事業用であることが特定できない経費</li> <li>・ 補助対象期間外に発生した経費</li> </ul>	

(別表 2)

応募区分	集客人数*	事業費規模	補助額
単独応募	500名以上	100万円以上	100万円
複数応募	(500名×施設数)以上		100万円×施設数※

\*屋内公演と屋外型イベントの合計

※ただし、複数応募の補助額については、事業費規模を上限とする。(10万円未満切り捨て)

神戸市長 宛

申請者	所在地	〒
	施設・団体名称	
	代表者職氏名	

ライブハウス等におけるイベント企画支援事業 補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、「ライブハウス等におけるイベント企画支援事業 補助金交付要綱」に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の名称	ライブハウス等におけるイベント企画支援事業
2. 補助金交付申請額	金 円
3. 事業計画書	様式第2-1号又は第2-2号のとおり
4. 収支予算書	様式第3号のとおり
5. 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の内容がわかる企画書等の資料</li> <li>・申請者の概要（収容人数を含む）がわかる資料</li> <li>・直近3回の自主公演の実績がわかる資料</li> <li>・有力アーティストの活動実績がわかる資料</li> </ul>









【事業実施にあたり工夫した点等】

●出演アーティストの選定にあたっての工夫

●市民が広く視聴、鑑賞、又は参加できるための工夫(手法・手段、広報など)

●市外からの誘客及びナイトタイムエコノミーにつながる工夫

●まちの賑わい創出につながる工夫

本申請について、「ライブハウス等におけるイベント企画支援事業」補助金交付要綱に記載のある暴力団排除条項には該当しません。また、将来においても該当することはありません。

加えて、申請や報告書類に虚偽の内容が判明した場合は、補助決定の取消し及び支払済みの補助金の一部または全額について、貴課の指示に従い速やかに返還します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。下記に印を入れてください

誓約します

誓約しません

様式第2-2号

実施計画書

【申請者】

団体の名称	(フリガナ)		
代表者	役職		氏名
団体の所在地等	〒		
	TEL		FAX
担当者連絡先	所属		氏名
	役職		
	TEL		FAX
	E-mail		
団体の構成員	文化施設	No.	名称
		1	
		2	
		3	
		4	
		5	
	文化施設以外	No.	名称
		1	
		2	
		3	
		4	
5			



【構成員詳細（文化施設以外）】※構成員となっている団体ごとに作成してください

No. —	団体の名称	(フリガナ)			
	代表者	役職		氏名	
	団体の所在地等	〒			
		TEL		FAX	
	業種・業態				

No. —	団体の名称	(フリガナ)			
	代表者	役職		氏名	
	団体の所在地等	〒			
		TEL		FAX	
	業種・業態				



## 【②屋外型イベントの事業内容】

事業名	
分野	※該当するものにチェックをしてください。(複数選択可) <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> 伝統芸能 <input type="checkbox"/> 演芸 <input type="checkbox"/> 文学 <input type="checkbox"/> 美術 <input type="checkbox"/> その他 ( )
実施期間	令和   年   月   日   ~   令和   年   月   日
実施場所	
入場料	円
出演アーティスト	出演アーティスト ( ) 出演人数 (   名)
事業費	円 (収支予算書のとおり)
事業の内容	
集客人数 (見込)	

※ 事業内容に関する補足資料(企画書等)を適宜添付してください。(A4サイズ)

※ 実施期間・実施場所が異なる場合は、それぞれでご提出ください。

【事業実施にあたり工夫した点等】

●出演アーティストの選定にあたっての工夫

●市民が広く視聴、鑑賞、又は参加できるための工夫(手法・手段、広報など)

●市外からの誘客及びナイトタイムエコノミーにつながる工夫

●まちの賑わい創出につながる工夫

本申請について、「ライブハウス等におけるイベント企画支援事業」補助金交付要綱に記載のある暴力団排除条項には該当しません。また、将来においても該当することはありません。

加えて、申請や報告書類に虚偽の内容が判明した場合は、補助決定の取消し及び支払済みの補助金の一部または全額について、貴課の指示に従い速やかに返還します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。下記に印を入れてください

誓約します

誓約しません



## 収支予算書

## 1 収入の部 (参考)

(単位:円)

区分	予算額	内訳
補助対象事業に係る収入 (入場料収入等)		
協賛金等		
神戸市補助金		
その他		
合計	0	収入合計額が支出合計額を上回っても構いません

## 2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	内訳
補助対象経費	人件費	
	役務費	
	賃借料	
	旅費	
	宣伝費	
	需用費	
	委託料	
	補助対象経費計 (A)	0
補助対象外経費 (B)		
合計 (A + B)	0	

※記載欄が足りない場合は、セルの高さを上げたり、行数を増やしてください。また、内訳については、別紙として添付いただいても構いません。



# 補助金等交付決定通知書

( 公 印 省 略 )

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり  
交付することに決定したので通知します。

## 記

補助事業等の名称	ライブハウス等におけるイベント企画支援事業
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額(概算額)	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>補助事業者等は、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。</li><li>上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。</li><li>交付決定額の2分の1を上限に概算払いを行う。(千円未満の端数は切り捨て)</li><li>補助事業のフライヤー・ポスター・ウェブサイト等には【ライブハウス等におけるイベント企画支援事業】と記載してください。</li></ul>



## 補助金等不交付決定通知書

( 公 印 省 略 )

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

### 記

#### 1 不交付とした理由

# 補助金等請求書 (概算払)

令和 年 月 日

請求金額	円 ※交付決定額の1/2以内の額を記入（千円未満の端数は切り捨て）
補助事業等の名称	ライブハウス等におけるイベント企画支援事業

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

## 請求者

住所・所在地	
名前又は名称	
代表者職・名前※	

※グループ・団体の場合のみ

**受任者**（当欄は、請求者と異なる者の口座に振込を希望する場合に記入すること）

上記、請求金額の受け取りを下記の者に委任します。

住所	
受任者名	

**振込先口座**（振込を希望する口座を記入すること）

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）	
口座番号				
口座名義				

## 補助金等交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住所・所在地 \_\_\_\_\_

名前又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職・名前※ \_\_\_\_\_

※グループ・団体の場合のみ

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、  
次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

### 記

補助事業等の名称	ライブハウス等におけるイベント企画支援事業
補助事業等の実施予定日	
変更内容	
変更理由	
補助金交付決定額	円

## 補助事業等中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住所・所在地 \_\_\_\_\_

名前又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職・名前※ \_\_\_\_\_

※グループ・団体の場合のみ

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、  
次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

### 記

補助事業等の名称	ライブハウス等におけるイベント企画支援事業
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）



## 補助金等交付決定変更通知書

( 公 印 省 略 )  
第 号  
令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	ライブハウス等におけるイベント企画支援事業
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり
交付の条件	・令和 年 月 日付の交付決定内容変更承認申請書 に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（令和 年 月 日付第 号）の「交付の条件」のとおりとする。
補助金交付決定額（変更前）	
補助金交付決定額（変更後）	



## 補助事業等中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、  
次のとおり承認することに決定したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	ライブハウス等におけるイベント企画支援事業
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日	令和 年 月 日



神戸市長 宛

申請者	所在地	〒
	施設・団体名称	
	代表者職氏名	

## ライブハウス等におけるイベント企画支援事業

### 補助事業等実績報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、別添の通りその実績を報告します。

#### 記

1 事業の名称

2 補助金の交付決定額等

補助金交付決定額 金 円  
補助金交付済額 金 円

3 事業実施書

様式第 12 号のとおり

4 収支決算書

様式第 13 号のとおり

5 添付書類

補助事業の実施状況及び集客人数がわかる資料、成果物（写真、動画、印刷物等）  
経費の支出を確認できる資料  
その他事業の内容がわかる資料





## 収支決算書

## 1 収入の部 (参考)

(単位：円)

区分	決算額	内訳
補助対象事業に係る収入 (入場料収入等)		
協賛金等		
神戸市補助金		
その他		
合計	0	収入合計額が支出合計額を上回っても構いません

## 2 支出の部

(単位：円)

区分	決算額	内訳
補助対象経費	人件費	
	役務費	
	賃借料	
	旅費	
	宣伝費	
	需用費	
	委託料	
	補助対象経費計 (A)	0
補助対象外経費 (B)		
合計 (A + B)	0	

※記載欄が足りない場合は、セルの高さを上げたり、行数を増やしてください。また、内訳については、別紙として添付いただいても構いません。



## 補助金額等確定通知書

( 公 印 省 略 )

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金等の額を確定したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	ライブハウス等におけるイベント企画支援事業
補助金等の確定額	円
特 記 事 項	

## 補助金等請求書

令和 年 月 日

請求金額	円 ※事前に支払いを受けた場合は、残りの金額を記入する
補助事業等の名称	ライブハウス等におけるイベント企画支援事業補助金

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

### 請求者

住所・所在地	
名前又は名称	
代表者職・名前※	

※グループ・団体の場合のみ

**受任者** （当欄は、請求者と異なる者の口座に振込を希望する場合に記入すること）

上記、請求金額の受け取りを下記の者に委任します。

住所	
受任者名	

**振込先口座** （振込を希望する口座を記入すること）

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）	
口座番号				
口座名義				



## 補助金等交付決定取消通知書

( 公 印 省 略 )

第 号

令和 年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市長 久元 喜造

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり  
交付決定を取消したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	ライブハウス等におけるイベント企画支援事業
補助金等の額	円
取消しの理由	